

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

脱脂粉乳、チーズ、バター、乾燥した卵黄、
ヨーグルト、鶏のふ化用の受精卵、食用の
昆虫類

食用の昆虫類

ヨーグルト（香辛料、コーヒー
もしくはそのエキス等を加えて
いるものを含む）

チーズ



バター

乾燥した卵黄、
鶏のふ化用の受精卵

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

出題例

【問題 1】 次のうち第 4 類に分類されないものはどれか。

- ①マーガリン
- ②脱脂粉乳
- ③バター

【問題 2】 次のうち第 4 類に分類されるものはどれか。

- ①ヨーグルト
- ②卵白
- ③綿実油

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

解答

【問題 1】 次のうち第 4 類に分類されないものはどれか。

- ①マーガリン
- ②脱脂粉乳
- ③バター

【解答 1】 ①

マーガリンは、第 15 類（動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう）に分類される。

【問題 2】 次のうち第 4 類に分類されるものはどれか。

- ①ヨーグルト
- ②卵白
- ③綿実油

【解答 2】 ①

②卵白は、第 35 類（たんぱく系物質、変性でん粉、膠こう着剤及び酵素）に分類される。

③綿実油は、第 15 類（動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう）に分類される。